

## 原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う意見募集の実施について

平成27年 6月24日  
原子力規制庁

### 1. 概要

緊急被ばく医療の在り方を含めて、原子力災害時における医療体制の在り方に関する検討を行うため、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を開催して検討を進めてきた。

これまでの検討結果等を踏まえ、指針に反映するための改正案を別紙のとおり取りまとめたい。また、当該改正案に対する意見募集を実施したい。

### 2. 指針の改定案のポイント

#### ○ 原子力災害医療体制

##### (1) 原子力災害に対応する医療機関

・下記の医療機関等の要件(以下、「施設要件」という。)を定めるとともに名称を変更する。

- ① 原子力災害拠点病院(以下、「拠点病院」という。)
- ② 原子力災害医療協力機関(以下、「協力機関」という。)
- ③ 高度被ばく医療支援センター
- ④ 原子力災害医療・総合支援センター
- ⑤ 原子力災害医療派遣チーム

##### (2) 国、立地道府県等及び事業者の役割

###### ① 国

国は、(1)に示す施設要件を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図る。また、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行う。

###### ② 立地道府県等

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、予め指定又は登録を行っておく。

### ③ 事業者

事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておく。

#### ○ 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、国、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター、立地道府県等、拠点病院ごとの要点を踏まえた研修・訓練等を組み込む必要がある。

#### ○ 原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携

原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるため、「医療総括責任者」という名称を「原子力災害医療調整官」に変更するとともに現地の関係者の役割等を具体化する。

#### ○ 避難退域時における検査及び除染等の具体化

避難退域時検査及び簡易除染については、従来の「体表面汚染スクリーニング」及びその際に行われる「除染」に代わるものとし、その方法を定める。

### 3. 意見募集の実施要領

期 間：平成27年6月25日から（30日間）

対 象：別紙（指針）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、  
郵送、FAX

別添：原子力災害医療体制等について

# 原子力災害対策指針（改定原案） （新旧対照表）

<p style="text-align: center;">現行規定 原子力災害対策指針 (平成27年4月22日全部改正)</p>	<p style="text-align: center;">改定原案</p>
<p><u>前文</u> (略)</p> <p><u>第1</u> (略)</p> <p><u>第2 原子力災害事前対策</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii)運用上の介入レベル(O I L)</p> <p>(イ)基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基</p>	<p><u>前文</u> (略)</p> <p><u>第1</u> (略)</p> <p><u>第2 原子力災害事前対策</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii)運用上の介入レベル(O I L)</p> <p>(イ)基本的な考え方 全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基</p>

本的には上記( i )の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ)・(ハ) (略)

(iii) (略)

本的には上記( i )の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、0IL4以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(ロ)・(ハ) (略)

(iii) (略)

(3)～(6) (略)

(7) 被ばく医療体制の整備

原子力災害における医療対応には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者や障害者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割(トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等)を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。また、被ばく医療の特殊性の一つとして、緊急被ばく医療の実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、国及び地方公共団体は、このような役割を担う医療機関等を組み込んだ被ばく医療体制を整備する必要がある。

① 被ばく医療の実施体制

上記を踏まえ、原子力災害における効果的な医療対応のためには以下の要点を平時より留意しなければならない。

・原子力施設が立地する地方公共団体のみならず、周辺地方公共団体の医療機関も

(3)～(6) (略)

(7) 原子力災害医療体制の整備

原子力災害における医療対応(以下「原子力災害医療」という。)には、通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方が必要となる。すなわち、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールを行い、緊急事態に適切な医療行為を迅速、的確に行うことが必要となる。そのためには、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割(トリアージ、救急処置、避難退域時検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等)を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認しておくことが重要である。

さらに、原子炉施設等立地道府県のみならず、その他の原子力災害対策重点区域内の道府県(以下「立地道府県等」という。)の医療機関も含め、原子力災害時には広域の医療機関が連携して対応できるようにしておくことが重要である。

また、原子力災害医療の特殊性の一つとして、その実践には、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが必要である。

なお、長期の健康管理に備え、スクリーニング等の測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくことも重要である。

① 原子力災害医療の実施体制

含め、原子力災害時には広域の医療機関が連携して対応できるようにしておくこと。

・受入れ医療機関の役割を決定するとともに、各医療機関相互の通信手段、搬送手段等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。

・地域の医療事情に詳しい者を現地の医療総括責任者(国、地方公共団体、医療機関等)の間の情報交換、連携を円滑に実施するための調整を行う原子力災害現地対策本部医療班の者をいう。以下同じ。)とすること。現地の医療総括責任者は、災害時には、被ばく医療関係者の支援を受けつつ、多数の傷病者の搬送先の指示等の対応に当たる責務を担うこと。

・被ばく医療専門の医師が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。

・甲状腺スクリーニングの詳細な測定には、核種に応じて甲状腺モニターやホールボディカウンター等を用いた計測を行うこととなるが、専門知識や機器管理等を必要とするため、詳細な測定が可能な施設などをあらかじめ特定し、当該施設との連携体制を整備しておくこと。また長期の健康管理に備え、測定結果を蓄積し、管理できる体制を整備しておくこと。

・汚染検査に必要な基本的な物資の整備及び点検を怠らないこと。

国及び立地道府県等は、上記の役割を担う医療機関等を組み込んだ原子力災害医療体制を整備する必要がある。

(i)国

・国は、下記に示す医療機関等の要件(以下「施設要件」という。)を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図ること。

➢ 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」(以下「拠点病院」という。)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」（以下「協力機関」という。）</u></li> <li>➤ <u>拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」</u></li> <li>➤ <u>平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う「原子力災害医療・総合支援センター」</u></li> <li>➤ <u>拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」</u></li> </ul> <p>・ <u>国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行うこと。また、概ね3年ごとに、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか否かを確認すること。さらに、他の医療機関等が施設要件を満たす場合には、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討すること。</u></p> <p><u>(ii)立地道府県等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、あらかじめ指定又は登録を行っておくこと。また、概ね3年ごとに、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認すること。</u></li> <li>・ <u>立地道府県等は、あらかじめ拠点病院等の役割を決めておくとともに、拠点病院や協力機関間等との相互の通信手段、搬送手順等について個々の地域の特殊性を考慮して確認しておくこと。</u></li> <li>・ <u>立地道府県等は、自然災害等との複合災害を見据え、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制等に詳しい医療行政担当責任者等の医療関係者を原子力災害医療調整官とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立</u></li> </ul>
--	---

地道府県等が設置する災害対策本部内に配置すること。

・立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。

・立地道府県等は、被ばく医療専門の医師が遠隔から指示することが可能な体制を整備すること。

・立地道府県等は、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行い、点検・校正ができるようにすること。

・立地道府県等は、避難退域時検査等に関しては、緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時より緊急対応体制を構築すること。

### (iii)事業者

事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておくこと。

## ② 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等

被ばく医療の体制に組み込まれた医療機関等は以下の要点を留意しなければならない。

・放射線被ばく、放射性物質による汚染、汚染スクリーニング(汚染検査)、除染等に関する基本的な知識や最新の情報について、医療関係者及び医療機関の管理者等に対して教育・研修を行うこと。

・周辺地方公共団体の医療機関等も対象として被ばく医療に関わる研修を行い、人材を育成すること。特に、スクリーニング作業に関しては、専門知識の他に緊急時に多数の要員を必要とすることから、平時から緊急対応体制を構築しておくこと。

## ② 原子力災害医療に係る者に対する研修・訓練等

- ・ 原子力災害時には、多数の住民等や物をスクリーニングする必要があるため数多くの者がスクリーニング活動する必要があり、そのために平時から教育・研修・訓練を行うこと。
- ・ 体表面汚染スクリーニング方法の標準マニュアルの作成、多数のスクリーニング対象者の処置方法等の体制整備を図ること。加えて、スクリーニング後の処置を明確にしたフローやスクリーニング結果を分かりやすく説明する体制の整備等を行うこと。
- ・ 原子力災害時に住民等への対応に当たる者に対して心のケアやリスクコミュニケーションに関する教育・訓練を行うこと。

原子力災害医療には、以下の要点を踏まえた研修、訓練等を組み込む必要がある。

(i)国

- ・ 立地道府県等、拠点病院等が行う原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラムや研修資料の作成、当該研修を行う講師の養成等の実施等により支援をすること。
- ・ 基礎的及び実践的な研修にかかる資料等については、定期的に見直しを図ること。
- ・ 全国の医療関係者等に対する研修体制も考慮すること。

(ii)高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター

- ・ 原子力災害医療に関する専門的な研修を実施すること。
- ・ 国、立地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、適切な講師を派遣し支援すること。

(iii)立地道府県等

- ・ 立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修を実施すること。

<p>③ (略)</p> <p><u>(8) 平時からの住民等への情報提供</u> (略)</p> <p>① 放射性物質及び放射線の特性 それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識 (低線量被ばくの健康影響、<u>汚染スクリーニング</u>の目的や一般的な放射線防護方法に 関する知識も含む。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(9) ～ (12)</u> (略)</p> <p><b>第3 緊急事態応急対策</b></p> <p><u>(1) ～ (4)</u> (略)</p>	<p><u>・立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、実践的な研修・訓練を実施すること。</u></p> <p><u>・原子力災害時に被災者への対応に当たる者に対して心のケアやリスクコミュニケーションに関する教育・訓練を行うこと。</u></p> <p><u>(iv) 拠点病院</u></p> <p><u>・立地道府県内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施すること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(8) 平時からの住民等への情報提供</u> (略)</p> <p>① 放射性物質及び放射線の特性 それぞれの原子力施設において取り扱う放射性物質及び放射線に関する基礎知識 (低線量被ばくの健康影響、<u>避難退域時検査等</u>の目的や一般的な放射線防護方法に 関する知識も含む。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p><u>(9) ～ (12)</u> (略)</p> <p><b>第3 緊急事態応急対策</b></p> <p><u>(1) ～ (4)</u> (略)</p>
--	---

(5)防護措置

(略)

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

(5)防護措置

(略)

① 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、避難退域時検査等とその結果に応じて簡易除染等を行っておくことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下のとおり講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則としてすべての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

②・③ (略)

#### ④ 緊急被ばく医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。

具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、現地の医療総括責任者へ伝達する。

情報を得た医療総括責任者は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受け入れを確認する。特に、重篤な傷病者についてはより高度な医療処置が可能な医療機関に

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

②・③ (略)

#### ④ 原子力災害医療

原子力災害時には、汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した原子力災害医療体制に基づいて、初期対応段階における医療処置を円滑に行う。

具体的には、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、放射線量等の情報を、原子力災害対策本部を通じて、原子力災害医療調整官へ伝達する。

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受け入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにす

搬送できるようにする。また、医療総括責任者は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。さらに、体表面の汚染スクリーニングを実施し、除染や防護指導とともに必要な場合には医療処置を施せるようにする。内部被ばくの可能性が高い場合には、甲状腺スクリーニングや詳細な内部被ばく線量推定のための計測を行う必要がある。

#### ⑤ 汚染スクリーニング及び除染

スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

汚染スクリーニングの実施に当たっては、それが必要な対象(人体、物品等)すべてに対して実施できるような場所を選定するべきであり、このスクリーニングは、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。

なお、避難及び一時移転の対象となった住民等については、その移動先において、汚染拡大の防止等のために、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行うことが必要である。

#### (i) 体表面汚染スクリーニング

体表面汚染スクリーニングは主として避難者を対象として実施する。OIL4は除染を行う判断基準として用いられるが、OIL4以下であっても可能ならば除染を行うことが望まれ、採るべき放射線防護指導を行う。

まず、避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいてOIL4を超える

る。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。さらに、原子力災害医療調整官は、放射性ヨウ素の放出が予想される場合や放出された場合には、原則として、国の指示に基づいて、速やかに安定ヨウ素剤を投与するように伝達する。立地道府県等は、国からの指示に基づき、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。立地道府県等は、内部被ばくの可能性が高い場合には、鼻スミア及び甲状腺スクリーニング、さらには詳細な内部被ばく線量を推定するため、指定された拠点病院に搬送する。

#### ⑤ 避難退域時検査等及び除染

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。

避難退域時検査等の実施に当たっては、それが必要な対象すべてに対して実施できるような場所を選定するべきであり、この避難退域時検査等は、可能な限りバックグラウンドの値が低い所で行うことが望ましい。

なお、OILに基づく防護措置としての避難又は一時移転の対象となった住民等については、避難所等の移動先等において避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染等を行うことが必要である。

#### (i) 避難退域時検査及び簡易除染

場合は、その場での実効性を勘案して、簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)を行う。その際、吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するための鼻スミアを行う。ただし、その場で除染ができない場合には帰宅後など除染ができる場所で速やかに除染を行うように指導する。

また、体表面が汚染している人に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。

なお、体表面汚染スクリーニング測定結果の説明は、その後の除染等の防護措置の実施とともに行うことが望ましい。

立地道府県等は、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。

また、避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮する。

#### (イ) 検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両がO I L 4以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。

#### (ロ) 簡易除染の方法

(ii) 甲状腺スクリーニング

甲状腺スクリーニングは、体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

まず、簡易測定法によりスクリーニングを行い、次に、詳細な測定が必要な場合には核種に応じて甲状腺モニターやホールボディカウンターなどを用いた計測を行うこととなる。

詳細な内部被ばくの推定の際には、「第2原子力災害事前対策(7)被ばく医療体制の整備(※4)」に記載されているとおり、詳細な測定が可能な施設等との連携体制

検査の結果、O I L 4 以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によってもO I L 4 以下にならない場合、住民については除染が行える機関で除染を行い、車両や携行物品については検査場所での一時保管等の措置を行う。

なお、簡易除染によってもO I L 4 以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともに行うことが望ましい。

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。

O I L 4 以下でない者に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。

(ii) 鼻スミア

吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スミアを行う。

(iii) 甲状腺スクリーニング

甲状腺スクリーニングは、避難退域時検査及び簡易除染の結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による内部被ばくが懸念される場合に行う。ただし、甲状腺スクリーニングでは正確な甲状腺被ばく線量を推定することはできないことに留意する。

まず、簡易測定法によりスクリーニングを行い、次に、詳細な測定が必要な場合には甲状腺モニターやホールボディカウンター等を用いた計測を行うこととなる。

そのためには、専門知識や機器管理等が必要であることに留意する。

を整備しておく必要がある。

(iii) 物品のスクリーニング

物品のスクリーニングは、その物品を取り扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として実施される。また、物品のスクリーニングにおいてもO I L 4を基準として用い、汚染がある場合は簡易除染を行う。

⑥～⑧ (略)

(6) (略)

第4～第7 (略)

⑥～⑧ (略)

(6) (略)

第4～第7 (略)

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）（現行）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		P A Z（～概ね 5km）				U P Z（概ね 5～ 30km）				U P Z外（概ね 30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒自体	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	
		公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力	
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	（原災法10条の通報すべき基準を採用）ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用）	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	・自治体へ通報	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、 <b>体表面除染</b> の準備（避難・一時移転先、輸送手段、 <b>スクリーニング場所</b> の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、 <b>体表面除染</b> の準備（避難・一時移転先、輸送手段、 <b>スクリーニング場所</b> の確保等）への協力
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施 ・移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、 <b>体表面除染</b> の準備（避難・一時移転先、輸送手段、 <b>スクリーニング場所</b> の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、 <b>体表面除染</b> の準備（避難・一時移転先、輸送手段、 <b>スクリーニング場所</b> の確保等）への協力を要請

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1/2）（改定原案）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ（～概ね 5km）				UPZ（概ね 5～ 30km）				UPZ外（概ね 30km～） ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
緊急事態区分	警戒自体	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力	
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	施設敷地緊急事態 事態に該当する場合は除く。ただし、全面緊急	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力	
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	全面緊急事態 （原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、 <b>避難退域時検査及び簡易除染の準備</b> （避難・一時移転先、輸送手段、 <b>当該検査及び簡易除染の場所</b> の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、 <b>避難退域時検査及び簡易除染の準備</b> （避難・一時移転先、輸送手段、 <b>当該検査及び簡易除染の場所</b> の確保等）への協力	
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、 <b>避難退域時検査及び簡易除染の準備</b> （避難・一時移転先、輸送手段、 <b>当該検査及び簡易除染の場所</b> の確保等）を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、 <b>避難退域時検査及び簡易除染の準備</b> （避難・一時移転先、輸送手段、 <b>当該検査及び簡易除染の場所</b> の確保等）への協力を要請

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）（現行）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		P A Z（～概ね 5km）				U P Z（概ね 5～ 30km）				U P Z外（概ね 30km～） ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	-	【避難】 ・（近）避難の実施 ・（遠）避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）自治体に避難の実施を要請を指示
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援
		公共団体 地方	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	・スクリーニングへの協力	-	-	-	-	・スクリーニングへの協力
		公共団体 地方	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施	-	・住民等への情報伝達	・スクリーニングの実施	【体表面除染】 ・体表面除染の実施
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援	【体表面除染】 ・体表面除染の実施の指示
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援
		公共団体 地方	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 ・（遠）一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）自治体に一時移転の実施を要請を指示
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共団体 地方	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

表1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2/2）（改定原案）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		P A Z（～概ね 5km）				U P Z（概ね 5～ 30km）			U P Z外（概ね 30km～） ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【避難】 ・（近）避難の実施 【避難】 ・（遠）避難の受入れ
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【避難】 ・避難範囲の決定 【避難】 ・（遠）自治体に避難受入 ・（近）自治体に避難の実施を要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共団体 地方	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

図1 防護措置実施のフロー図の例（現行）

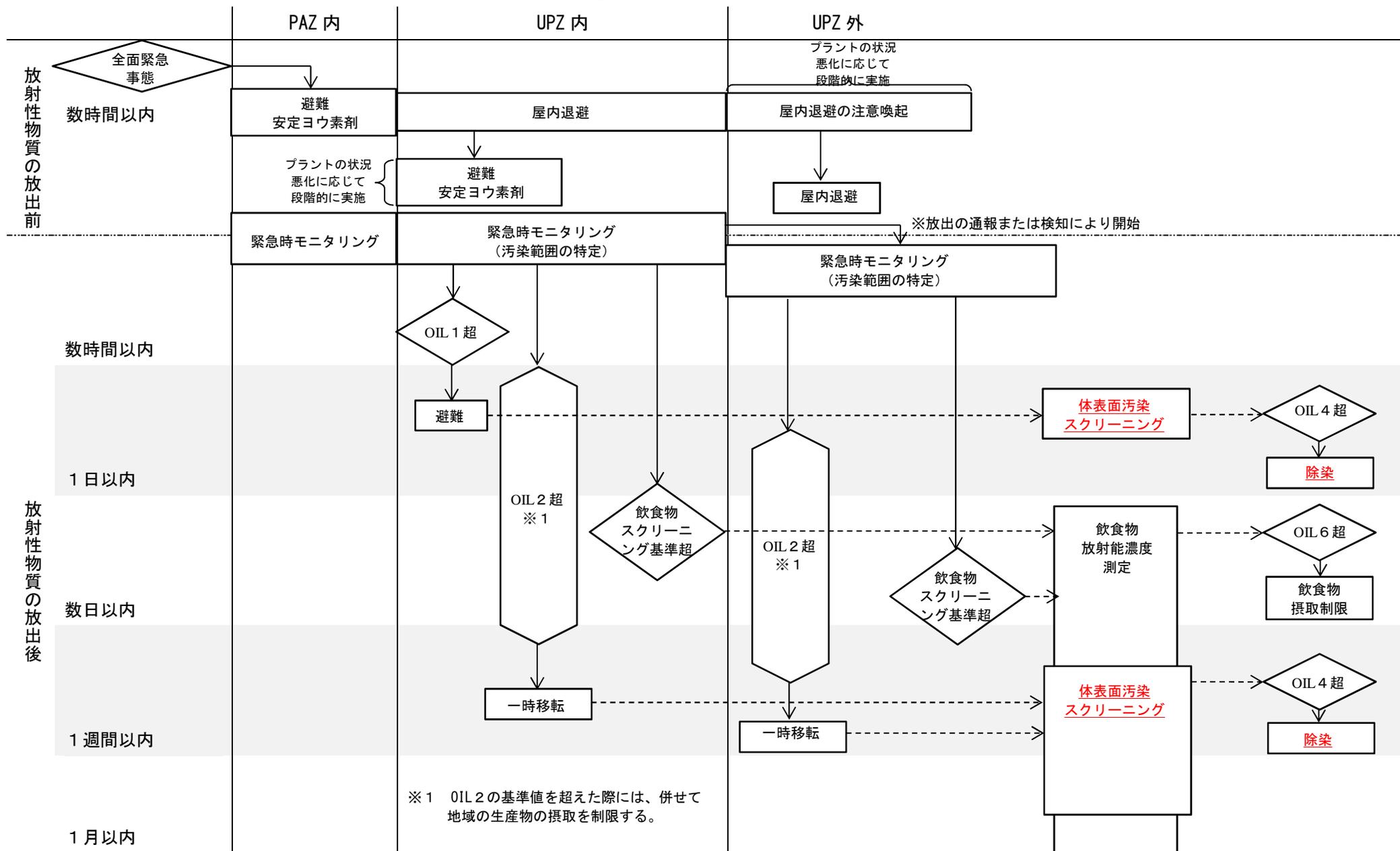
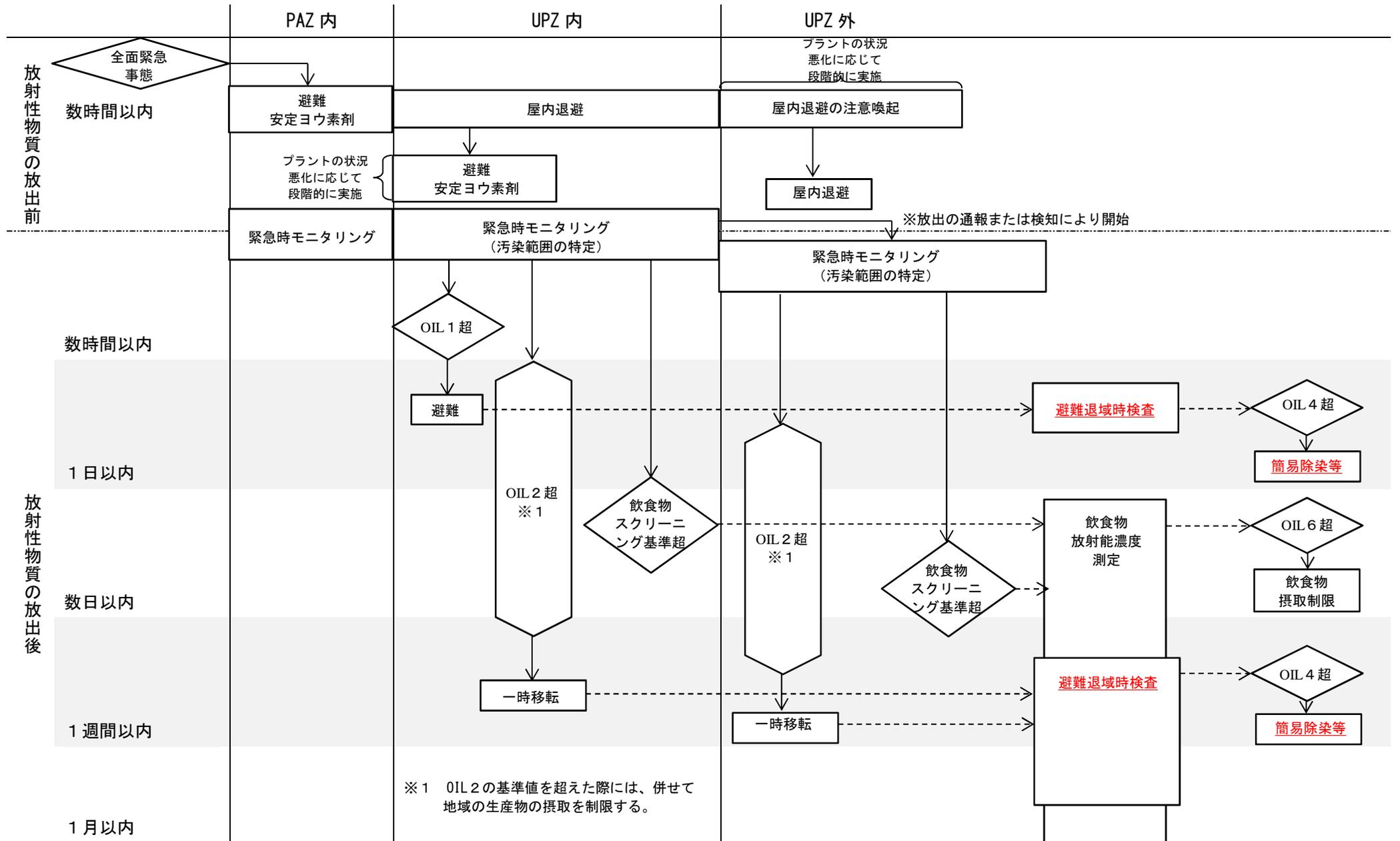


図1 防護措置実施のフロー図の例（改定原案）



現行規定 原子力災害対策指針 (平成27年4月22日全部改正)	改定原案
表2 (略)	表2 (略)

表3 O I Lと防護措置について（現行）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cmでの検出器の計数率) 13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cmでの検出器の計数率)			<u>避難基準</u> に基づいて <u>避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

表3 OILと防護措置について（改定原案）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			<u>避難又は一時移転の基準</u> に基づいて <u>避難等した避難者等に避難域域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 1 の基準値を超えた場合、O I L 2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が O I L 2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている  $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

現行規定 原子力災害対策指針 (平成27年4月22日全部改正)	改定原案
表4 (略)	表4 (略)

## 原子力災害医療体制等について

平成27年 5月15日  
原子力規制庁

原子力災害対策指針(平成27年4月22日全部改正)の「原子力災害における医療対応(以下、「原子力災害医療」という。)」に関する部分については、下記の通り具体化を図ることとする。

なお、原子炉施設等が立地する道府県を「立地道府県」とし、原子力災害が発生した場合に重点的に原子力災害に特有な対策を講じる必要がある区域(原子力災害対策重点区域)がある道府県と併せて「立地道府県等」とする。

### 1. 原子力災害医療体制

#### (1) 原子力災害に対応する医療機関

下記の通り、医療機関等の要件(以下、「施設要件」という。)を定めるとともに名称を変更する。

##### ① 原子力災害拠点病院(以下、「拠点病院」という。)

原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う「原子力災害医療派遣チーム」を所有する。

##### ② 原子力災害医療協力機関(以下、「協力機関」という。)

原子力災害時において行われる診療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

##### ③ 高度被ばく医療支援センター

拠点病院では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。

##### ④ 原子力災害医療・総合支援センター

平時において、拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

⑤ 原子力災害医療派遣チーム

拠点病院等に所属し、原子力災害が発生した立地道府県等内において救急医療等を行う。

(2) 国、立地道府県等及び事業者の役割

① 国

国は、(1)に示す施設要件を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図る。

国は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行う。また、概ね3年毎に、指定された高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが施設要件に合致するか確認を行う。さらに、他の医療機関等において施設要件を満たす医療機関等があれば、全国的な配備状況等も勘案しつつ、新規に指定することも検討する。

② 立地道府県等

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、予め指定又は登録を行っておく。また、概ね3年毎に、拠点病院及び協力機関が施設要件に合致しているか否かを確認する。

③ 事業者

事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておく。

2. 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、下記の要点を踏まえた研修・訓練等を組み込む必要がある。

(1) 国

国は、立地道府県等、拠点病院等が原子力災害医療に関する基礎的な研修や複合災害や多数の傷病者等への対応も考慮した実践的な研修についての研修カリキュラム及び研修資料の作成を行う。また、当該研修を行う講師の養成等の実施等による支援をする。さらに、基礎的及び実践的な研修に使用する資料等について、定期的に見直しを図る。

国は、全国の医療関係者等に対する研修体制も考慮する。

(2) 高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター

高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターは、原子力災害医療に関する専門的な研修を実施する。

また、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは、国、立

地道府県等、拠点病院等が行う研修・訓練に対し、適切な講師を派遣し支援する。

(3) 立地道府県等

立地道府県等は、立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修を実施する。また、立地道府県等内の原子力災害医療に関係する者に対して、実践的な研修・訓練を実施する。

(4) 拠点病院

拠点病院は、立地道府県等内の協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施する。

### 3. 原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携

原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるため、下記の通り、「医療総括責任者」という名称を変更するとともに現地の関係者の役割等を具体化する。

(1) 配置場所

立地道府県等は、救急医療、災害医療に加え被ばく医療の体制に詳しい医療行政担当責任者等の関係者を「原子力災害医療調整官」とし、原子力災害医療調整官を長とする複数者からなるグループを組織して立地道府県等が設置する災害対策本部内に配置する。

(2) 事前対策

立地道府県等は、原子力災害医療調整官が立地道府県等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送等の対応に当たる体制を構築しておく。

(3) 原子力災害時における対応

原子力災害医療調整官は、医療機関、消防機関等に対して搬送する患者の汚染や推定被ばく線量に基づいて、その搬送先を適切かつ迅速に指示する。その際、救急医療体制を活用し、医療機関に対して傷病者を受け入れるように指示し、その受入れを確認する。特に、重篤な傷病者については指定された拠点病院等に搬送できるようにする。また、原子力災害医療調整官は、必要に応じて、他の立地道府県等に対して原子力災害医療派遣チームの派遣要請を行い、立地道府県等内の拠点病院等へ派遣する。

#### 4. 避難退域時における検査及び除染等の具体化

避難退域時検査及び簡易除染については、従来の「体表面汚染スクリーニング」及びその際に行われる「除染」に代わるものとし、その方法は下記の通りとする。

##### (1) 検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。

携行物品の検査は、これを携行している住民がOIL4以下でない場合にのみ検査を行う。

##### (2) 簡易除染の方法

検査の結果、OIL4以下でない車両、住民、携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によってもOIL4以下にならない場合には、住民については除染が行える機関で除染を行い、車両や携行物品については検査場所での一時保管等の措置を行う。

なお、簡易除染によってもOIL4以下にならない住民に対する説明は、その後の除染が行える機関での除染実施とともに行うことが望ましい。

内部被ばくが疑われる場合には指定された拠点病院に搬送する。

OIL4以下でない者に医療行為を行う場合には、二次汚染を防ぐため、患者を扱う医療関係者は手袋を二重に着用する等の注意を払う必要がある。